

広島県告示第二百八十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十一年三月二十六日

広島県知事 藤田雄山

区 区 区	吉和郷 (二二三三) 地	遊谷西六四七 (二二三二) 地	土居七六隣 (二二六隣) 地区	土居七六 (二二六) 地区	土居七六 (二二五) 地区	土居西二九 (二二四、四五二 一九五八) 地区	遊谷五四九 (二二四、四五二 一九五八) 地区	下本郷四六九隣 (二二三隣) 地区	下本郷四六九 (二二三) 地	区域の名称	土砂災害警戒区域	所 在 地
										区域の名称	土砂災害特別警戒区域	
崩壊 急傾斜地の おり	崩壊 急傾斜地の おり	崩壊 急傾斜地の おり	崩壊 急傾斜地の おり	崩壊 急傾斜地の おり	崩壊 急傾斜地の おり	崩壊 急傾斜地の おり	崩壊 急傾斜地の おり	崩壊 急傾斜地の おり	崩壊 急傾斜地の おり	の自然現象の種類	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	広島県山県郡安芸太田町大字戸河内、遊谷、土居、吉和郷、田吹地内
次 の 図 の と おり	次 の 図 の と おり	次 の 図 の と おり	次 の 図 の と おり	次 の 図 の と おり	次 の 図 の と おり	次 の 図 の と おり	次 の 図 の と おり	次 の 図 の と おり	次 の 図 の と おり	区域の表示	区域の名称	土砂災害特別警戒区域
吉和郷 (二二三) 地区	遊谷西六四七 (二二三二) 地	土居七六隣 (二二六隣) 地区	土居七六 (二二六) 地区	土居西二九 (二二四、四五二 一九五八) 地区	遊谷五四九 (二二四、四五二 一九五八) 地区	下本郷四六九隣 (二二三隣) 地区	下本郷四六九 (二二三) 地	下本郷四六九 (二二三) 地	下本郷四六九 (二二三) 地	の自然現象の種類	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	広島県山県郡安芸太田町大字戸河内、遊谷、土居、吉和郷、田吹地内
崩壊 急傾斜地の おり	崩壊 急傾斜地の おり	崩壊 急傾斜地の おり	崩壊 急傾斜地の おり	崩壊 急傾斜地の おり	崩壊 急傾斜地の おり	崩壊 急傾斜地の おり	崩壊 急傾斜地の おり	崩壊 急傾斜地の おり	崩壊 急傾斜地の おり	号三律の土戒定第区域の土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域

諏訪谷川（二三 四）地区	土石流	次の図のとおり
土居川（二三 五）地区	土石流	次の図のとおり
諏訪谷川（二三 四）地区	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局土木整備部砂防課及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。